

第三十八回 参議院文教委員会會議録第七号

昭和三十六年二月二十三日(木曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教真君
豊瀬 慎一君

委員 下條 康隆君
杉浦 武雄君
高橋進太郎君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 默君
岩間 正男君

國務大臣 荒木萬壽夫君

政府委員 文部政務次官 瀧川 彌三君
文部大臣官房長 天城 勳君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省大学学術局長 小林 行雄君
文部省管理局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工案 英司君
会専門員 大蔵省主税局 税制第一課長 塩崎 潤君

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(昭和三十六年度文教関係予算に関する件)

(當面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の経過について御報告いたします。

理事會におきまして協議の結果、本日は、まず文部大臣の出席を求め、當面の文教政策につき調査を進め、引き続き昭和三十六年度文教関係予算の調査をいたすことに決定をいたしました。以上、理事會決定通り調査を進めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さよう進めて参ります。

○委員長(平林剛君) それでは、當面の文教政策に関する件を議題とし調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。

○岩間正男君 私は當面する文教政策の中で、今まで問題になつて参りました最近の荒木文政のあり方、その問題と関連しまして、ILOに対する日教組の提訴がありました。それに対して、文部省は反撥を出されたわけであり、その問題に関連をして、私は対日教組の政策、これはどういふふうな一体されているのか、こういう問題に関連してお伺いしたいと思うのであります。

この前、質問をちょっとしたのであります。時間の関係でこれが十分で

きませんでした。大臣にお聞きしたいのは、一月二十三日に教団連の代表と文相は会っているわけでありますが、この会見の目的並びに内容ですね、これはどういふことになったのか、その点を明らかにしてほしいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教育問題について個人的に会つて意見を述べ、陳情したいといふことがございまして、この前もお尋ねによつてお答え申し上げました通り、衆議院の議員會館でお目にかかりました。

○岩間正男君 どんなことを話されたわけですか。個人的な話というのですけれども、どういふことについて話しましたか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) はっきり記憶はいたしません。文部大臣は日教組と交渉しないといふふうなことをいわれておるが、そういうことについてどういふ考え方であるかを聞きたいといふふうなこともあつたようであり、そのほか二、三陳情めいたことがございまして、はつきり記憶いたしておりません。

○岩間正男君 あなたは個人的な立場で会つた、こういうお話ですが、そうすれば、個人的な立場で行つたら、日教組のたとへば小林委員長あるいは宮之原書記長、こういう人たちが面会を申し込んだ場合、あなたは会いますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は日教組の組合員たる教師の皆さんに、個人

的にはどなたであれ、建設的な御意見を聞かしていただくというならば、いつでもどこでもお目にかかりたいと思つておるということを申し上げておきます。

○岩間正男君 個人的な資格で会つたといふのですけれども、大体一方では日教組の代表には会つていない、これを拒否し続けておられる、そういう中で、しかも教団連の代表に会つ、こういうことは、これは非常に私は時期的にまずいのではないかと感じ、この前も官房長官が見えたとき、あわせて質問したのでありますけれども、そういう点についての文相の考え方はどうなんでしょうか、そんな点について考慮がなかつたのですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教団連といふのは私はどんな性質の団体かよくわかりませんが、教団連といふ名前があることは知つておりますけれども、従つてタイミングがいまいち悪いか、そういうことは連想いたしませんでした。

○岩間正男君 ちょっと軽率じゃないですか。教団連の資格について検討されないので、しかも教団連の会われたのは委員長、書記長ですね。つまりそういう組織の役員の代表者なんですから、それと会つときに、この教団連といふのはどういふものかわからないけれども、会つた、こういうことを言われたのです、それはどうなんですか。――内藤局長にお聞きしたいが、教団連といふのはどういふ性格の団体なんですか、そしてこれは地公法による職員団体

なんですか、それと、さらに資格についてちょっとあなたにお聞きしたい。

○政府委員(内藤馨三郎君) 教団連は教職員といふゆる職員団体でございます。で、その組合員の加盟数は明確には把握していませんが、大体二、三万ではなからうかと考えております。

○岩間正男君 それはいつ設立されて、いつ届け出がされておられるのかという点をはつきり確かめておられるのですか。その上で今の――単に性格がわからないが会つたといふことがわからないのです。

○政府委員(内藤馨三郎君) 設立の日については今資料がございせんが、追つて設立の日を資料として差し上げます。で、もちろん地公法に基づいてそれぞれ単位団体としては届け出がされておるものと心得ております。

○岩間正男君 私は重大な問題だと思ふのです。これは日教組は歴史も古い、それからその組織人員からいって、もう九〇％近くの組織であつて、そしてこれは天下周知のこと、世界的にも知られた団体です。その代表には会わない、こういうことを言われておる文相が、教団連といふ資格はよくわからなかつたけれども会つた、個人的だから会つたのだ、こういうことを言われておりますけれども、会つた本人は、これははつきりと委員長であり、書記長ですね。しかも、これは面会をちゃんと申し入れたといふことがあるので、その結果明らかに文相はこれに会つておられる、こういうことが教団

連の情報には出ていますのでね。こういう点から考へるといふとどうですか、私はどうもそういうやり方の中に今の荒木文政の不統一を見るのです、これは軽率とは思いませんか、どうなんですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教団連といふものゝ実態は私は存じません。教師の一人である、名前も忘れたくらいですけれども、教育問題について陳情したい、会いたいといふことでありましたが、特に議員会館で、時間があつたから、その日ならばいいと言つて返事をして代表と会つたのでありまして、その教団連が何か知りませんが、岩間さんのお持ちの何かに書いてあるとしまして、そういうこととまで私は存じませんので、きつめて率直に聞かれたことについて答へ、向う面会の仕方だけであつたとして、その事が重大であるとか、何とかといふことは一つも考へておりません。

○岩間正男君 あなたは教員個人が面会を申し込めば会ひ、こういうことはこの前の委員会でも言つておられるのですから、それを実行されたのだといふことなんですよけれども、しかし、ちゃんと教団連としてこれは申し入れをし、教団連の委員長、書記長といふことは、あなたはこれは知つて会われたのは私は間違ひないと思つてゐます。それはこの情報を見ればわかる。この情報を全然誤報だといふなら、そういうことも成り立ちますけれども、この問題は私はここで議論してもしょうがありませんから、ただ文相に警告しておきたいのですが、日教組と会わ

ないといふことで非常に大きな問題になつて、國際的な問題さへ起つていゝる。そういうさなかに、内藤局長の言葉によると、二、三万のこれは教職員団体の代表に會つてゐる。しかし、個人的だといふ名前で會つたからいいのだ、しかも会見の内容についてはほとんど記憶がないといふようなお話を聞きます。ところが、そういうふうにはなかなか私たちは受け取れないのじゃないかといふのが、この教団連の情報です。ですから、この点については文相はいかなる組織の代表にも會つていふこと、これは私は否定するものでない。會うべきだといふことを主張してゐる立場でありますから、当然、教団連の代表に會つた文相は、日教組の代表にも會うべきだ。そして、これはだれでも考へるであらう、こういうことをまず私は申したい。さらに、現在のようないやうなやり方で、一方の組織の代表者に會つて、一方に會わないといふようなやり方をやるということ、荒木文政の統一されたやり方といふ面から非常に誤解を招く。私はそういう点で、今後その点についてよく考へていく必要があるのではないかと考へてゐる立場から、日教組の代表にも進んで會うべきではないかと考へる。そこで、この会見の内容も問題だと思つたのですが、こういうことを文相が言つたことこの情報は伝えておきます。あなたがこの会見の席上で、教職員団体の任務について質問があつた。そして、文相はこれのとき、任務としては教育研究をやつていく、そのほかに、職員団体の教職員の給与の問題とか、生活権の問題とか、教職員並びに教育の安定をはかる面も必要である、こ

の二つの面が任務であるといふふうに認められておられる。そういうことがこの情報に書いてあるのではありませんけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今読み上げられた通りのことを言つたとも思ひませんが、私が連想し得る用語も入つていないようでありまして、私の常識は、教職員団体といふのは、あくまでも国家公務員法、地方公務員法に定めるところの法律の認める職員団体、その意味においては、法定事項に關して責任ある当局と交渉すること、そういう行動半径が一つある。そのほかに、教職員としての教養を高め、教育者として教育目的を果たすための自己研さん、この場があつてしかるべきだ、そういう二つの機能が常識的に考へられるのじゃないか。どうか、こう平素思つておられます。で、そのときもそういう問題が尋ねられたように思ひますが、今私が申し上げたような氣持で話したとすれば話しておるはずであります。

○岩間正男君 そうすると、教員の給与とか生活権の問題ですね、これは当然教職員団体の任務だ、その面で当然それらの要求について話し合ふといふことは、これは少しも差しつかえないわけですね、そういうふうにはこれは受け取つていいわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは個人としてお目にかかつて、個人としての教職員である何がしという方からその質問を受けましたから、そのお答えをしたわけであつて、文部大臣がそういう教職員団体の代表者と直接正規に話お目にかかつて、そういう問題を話

し合ふといふ立場にはないと思ひます。

○岩間正男君 これはまあ私はよくよく言ひたい必要はないし、それから当委員会でも今まではしばしば議論されたわけでありまして、半額国庫負担を教員は受けておるわけですね。これと国との關係が生じてゐるわけですね。文部省を抜きにしてこの問題を論ずることはできない。政府の代表としてこの問題について、教員の給与といふものについて話し合ふといふことを、文相は当然教職員団体の任務として認めてゐられる限りは、どこで一体この問題を話し合はばいいのですか。今の教職員の国庫負担に關する問題、それとそれに関連した恩給の問題とか、いろいろな問題がありますが、給与の問題、生活権の問題、これはどこで話せばいいんです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 半額国庫負担は、これは私の承知します限りは、法律によつて実費を清算しましたものを國が半分持ち、公共団体が半分持つといふ制度上の必然的なことでございまして、それを國が半分じゃいけない、もつとよけいなければならぬとか、そういう問題は話し合つたからどうという問題じゃなくつて、地方自治体と國とが、そのときの財政状態に応じて将来の見通しのもとにどうした方がいゝという角度から、立法論として、政治課題として取り上げらるべき問題と思つてございまして、話し合つてどうしようといふ意味では、話し合つてどうなるものでもない課題だ、こういうふうには心得ております。

○岩間正男君 これは文部大臣、何かその点は私は勝手に解釈しておられる

のじゃないかと思つたのです。教職員はこれは明らかに自分の生活権を守る、そういう団体を結成しておるのです。その面ではこれは地方だけでは解決がつかない、地方が全額負担しておるのなから問題ありません。しかし半額をとにかく國庫で負担しておる。そして、しかも絶えず要求はこれはもう実情におきましてあるし、また要求を出さざるを得ない。こういう状態に追いつかれてゐると思つてゐる。そういう問題の中で、地方とだけ話し合つても解決のつかない問題で、当然これは年度の予算を組むに当たつて、この要求をどうしても中央段階において交渉するといふことは、これは絶対必要だと思ふ。ところがあなたはそれを必要でない、清算した財政需要ですね、その基準額の半額を出すのだから、その範囲内で決算をすればいいのであつて、それだけの負担をすればいいのであるから、その關係内で話し合つたて仕方がないのだ、こういうことを言つておられるのですけれども、それではどこで一体教員のそういう要求、昇給昇格、その他生活権の要求の問題をどこで実現すればいいのです。府県段階では解決つかぬ、そういうのはつきりした法制上のこれは問題を持つてゐるわけでしょう、この点をあなたどう見るのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話の点は、これは学校の設置者であり、また人事権を持ち、給与決定権を持つておる都道府県段階において話をすればするものでありまして、話をしたから、そのまゝ決定できるものでなくて、その設置者の、全国的な都道府県によつてそういう要望があり、また実情その必

要ありとするならば、都道府県段階において問題が取り上げられ、その結果が法律改正等となって現れてくるものと心得ます。少なくとも今の状態において国が半分持つ、それは実際支出の半額だということで、国会を通過した法律によって定まっておりますから、その法律に従って国費負担分を大蔵省と折衝して予算に盛り込むという手続をするのが、私どもの文部省の責任範囲かと心得ます。ですから、会って話をしようという問題は、文部省が直接の相手の相手方であるよりも、都道府県段階においての陳情なり、意見の具申なりということが適切だと思います。

○岩間正男君 私は今のようない見解は、これはしばしば論議されたと思いますが、事実上反していると思うのです。今の地方財政と国家財政との関連から見ると、非常に地方財政は締められていきます。そうしていろいろな面もつきになっていきます。地方財政の範囲内で解決つかないという事は明白な事実だと思ふ。当然これは国家財政の関連でこの要求の話し合いの場というものを設けなければ問題は解決しない。現にどうですか、教団連との会見であなたはどう言っているのではないのですか。この情報によりますと、こういうことを言っています。教団連の代表が「地教委のみで解決つかない問題の方が多く、これはどうするのだ」という質問に對しまして、あなたは「その問題は中央で話し合う必要があらう。」「こういったようにこの情報には出ているのですけれども、これはどうなんですか、あなたはそういう事実を否定されますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教職員の給与改善等の問題は、地教委だけでむろん解決しない課題があるわけですが、けれども、先ほど来申し上げますように、それは地教委でもって、窓口として意見等を受けて、陳情等を受けて、それを政府に持ち上げて立法措置ないしは予算措置をすることになる順序になるかと思いますが、その場合に、設置者はあくまでも地方公共団体でございますから、直接的にはむしろ私は自治省の、財政面からいいますと自治省が窓口になって、大蔵省との話し合いによって問題が進められていくべき筋合いのものと思うのでございますが、今読み上げられましたことが、どういうことで、どういう質問が出て、どう答えたかを明確に記憶しませんが、むろん今申し上げた通り、地教委だけで解決しない問題があることは想像にかたくないのであります。特に教員の給与問題になりますと、文部省でどうということよりも、第一義的には今申し上げたような筋道ではなからうかと思ひます。

○岩間正男君 じゃ、あなたの今の発言で、地教委だけで解決つかないという事は認められるわけですか。そこでどこへ持ち込まれる……。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 交渉の手は地教委でございますから、まともな窓口を通じてそういう意見が具申され、そのことが総合されて、政府あるいはそれぞれの担当省の課題として問題が提起されてくる、そういう順序だと思ひます。

○岩間正男君 あなたは全国的な連合体を認めておられるのですか、おられないのですか、どうなんです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 任意団体としては認める認めぬじやなしに、当然、憲法と直結して存在しておると心得ております。

○岩間正男君 任意団体だからあなたとは会わないのだということ、これは法的にはないということ、これは法的に言われていくわけですか。しかし、それは従来の慣行を破って、それから現実におきまして、たとえば自治労なんかとやっていますわけですね。中央団体、そういうものは、みなこれは、あなたの言ひ分によるといふと、不当だと言ひますか。こういう慣行とか、そういうものはじゅうりんしてしまわないと言ひわけですか。一つのこれは労働慣行なんです、今までは、現に一方において行なわれておる。その後、池田内閣になって、はつきりとそういうような態度をとって、従来のやり方は間違ひだということで、ここで改める、それが法案の訂正でもやるとか、そういうことではつきりやるか、あるいは行政措置でもってその点を明確にするというよりなこと、やっていると、いざ知らず、支離滅裂じゃないですか。あなたは池田内閣の閣僚なんです。池田内閣全体として統一されてないじゃないですか、その点どうなんです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 事文教に關します限りは、私、就任以来同じ考え方できておるつもりでございます。それは慣行があつたかもしませんが、それは事実問題としてあつたとどまるのであつて、団体交渉ないしは中央交渉というがごとき形で交渉する相手としては、お互いそういう資格はない

○岩間正男君 今までそういう慣行があつたかどうかなどという事を言っているのですけれども、これは歴代の文部大臣がやってきている。しかもそれによって弊害があつたかという、弊害はあり得ないのです。当然です。はけ口がなくて、そのはけ口がないままに放置するということは、これは正しい一つの労働行政というものにはいかぬ、それから文教行政ということにはいかなないことは明白なんです。あなたの会わないというものは、どうもそういうところにはないのじゃないか。私はこの情報を見て実は驚いておるのです、あなたはこういうことを言っておられます。「私は教団連と日教組と同列視してない」、こういうことを言つてますね、これは事実そういうことですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) そういう言葉で言つたかどうかをはつきり記憶しませんが、しかし日教組というのは、倫理綱領という歴然たる性格づけのものを持つていらつしやる。教団連というのは、一体そんなものがあるかどうかとも私は知らない、という意味で、違ふといふ違ふという気持は今でも持つておりますが、そういう意味であるならば違ふと言つたと思ひます。

○岩間正男君 あなたは大へんな錯誤をやつておられますね。一体、性格もわからぬものと会おうというものは、お不謹慎じゃないですか。あるいはこれは右翼でないという保証もない、右翼かもしれない、そういうものについて

てあなたは検討もしないで会つていて、そうして日教組——今まで公然と認められてきて、しかもそういうような労働慣行の上に立ち、日本の労働組合の一つの構成分子としても非常に重要な役割をにない、世界的にもその存在を明らかにされておる日教組に対しては会わない、こういうことは軽率と思ひませんか。そうしてしかも、今言つたように、日教組とは違ふという言葉の中には、あなたはいろいろこれについて、今のような弁解をされるかもしれないけれども、全くそれは、会つたことから見ても、これはお前たちの方は自分に近いのだ、こういう親近感で会つておるのじゃないですか。そういうことにしか解釈できません。

「私は教団連と日教組と同列視してない」といふのは、なるほど一方は五十万以上の組合であり、一方は三万、こういう意味での同列視してないといふことじゃなく、あなたの言ひをゆる倫理綱領によるところの、彼らは非常に破綻団体に近い団体だ、しかし君たちはそうじゃないのだと、いわば頭をなでるような形で会つた、そういうことじゃなく、そう理解してよろこびますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教団連といふものが、もし日教組の倫理綱領に匹敵するやうな何かを持つていたら、それはそれを見せたら、それから会つた方が適切であつたかもしませんが、これは、日教組のあの倫理綱領の動きにはついていけないということで脱退したといふことは聞いておりますが、それは私の頭の中にあつたことだけであつて、それを面会しましたとき

にこれこれ言つた覚えは毛頭ございせん。片や世界的にも有名である日教組と、教団連というものがどんなものかは、私自身もろくに知らない団体であるとしても、それと同一視するなぞというのを考えたことがない、今でもそういうことは念頭にございせん。個人的に陳情したい、意見も聞いてくれという事でございせんから、お目にかかつて、談話をたまたまそういうことが尋ねられたように思いますが、同じであるというふうに言つたのも覚えませんで、それに似たようなことを言つたのだらうと思ひます。

○岩間正男君 まあ私的意見だから、公的な性格を持たないといへばそれまでですけれども、しかし、あなたの行動というものは非常にこれは注目的になつてゐるわけですね。しかも、これは職員団体の代表としての役員、委員長と書記長というよりな役員なんです。そういうときに言つたことについて、あなたはここで、まるでその覚えがないとか、そういう言葉で言つておられるけれども、そういうと、この情報というものはみんなこれはうそですか。これはでたらめな記事によつてきていて、こういうふうに理解していいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今読み上げられた範囲では、まんざらうそでもないように思ひますが、一言半句私が責任を持つわけには参りません。

○岩間正男君 いろいろこれであなただけ責任を持つておられる、しかし、まんざらうそでもないと言われておる。どうもこのところがはつきりしません。あなたが、こうなつていますね。あなたの言葉はまるでこれは否定するような形で

すよ。単に個人として会つたのだ、こゝろ言つていますが、「私は教団連と日教組と同列視してゐない。だから君等と会つてゐるのだ。今後もし正しい教職員組織の人の建設的な意見や要望はどんどん聞くつもりだ」、こういうことを伝えておる。これは、あなたの答えとしてははつきりこゝろ言つておるのです。これは認められますか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教職員組織などという熟字は私の頭の中にはございせん。教職員の一々々が、毎度申し上げますように、現場教師の体験に基づく建設的な御意見を聞かして下さるならば、こゝろから求めてもお目にかかりたいとかねて思つておる。お目にかかりたいという意味のことはおそろしく言つたと思ひます。教職員組織などという熟字は、私の常識からは当然出て参りませんので、その言葉は、私は——それは教団連か何か知りませんが、自分たちの都合のいい用語を使つたのじゃないかと思ひます。

○岩間正男君 そうすると、組織という言葉は、それはいいとして、だから君らと会つてゐるのだ、こゝろ言つておる。これはまあ認められたわけですね。今の話で。そうすると、はつきり私はお聞きしたいのは、こゝろ言つたことでは言葉尻の水かけ問答をやるといふ気はない。私のお聞きしたいのは、何かという、つまり日教組と教団連というものの対して、あなたはとにかくこれは差別的な考えを持つてゐられる。行動においても、差別的な行動をとられておる。このことは、これは確認できますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 会つたというこゝろについて、こゝろさら差別的にどうしたという気持は毛頭ありません。個人としての意見ならば、進んで聞きたいくらいだという気持を實踐したに過ぎません。

○岩間正男君 差別的でないと言つたつて、どうなんですか。「だから君等と会つてゐるのだ」というのは、日教組とは違ふものだと考えておる。だから君らと会つてゐるのだ——これは差別的じゃないですか。あなたはさつき認められたですね、このことは。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) だから会つてゐると言つたかどうか確かじやありませんけれども、かりにそう言つたとしても、意図も聞いてくれということですから、お目にかかつておる、こゝろ言つたことではあります。

○岩間正男君 その二つの差の上に立つてゐられること、それから行動においても、全く違つた態度をとつておるというこゝろは、これは認められましょうね。もう一ぺん念を押したいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が日教組の申し出をお断りしたことは二回ございしますが、それは、日本教職員組合の代表者として政治的な場ではか解決のできない課題を中心に中央交渉をしたいがどうだろうというお申し入れがございしましたから、中央交渉をする資格はございせんからと言つてお断りしました。

○岩間正男君 当委員会でもこのことを問題にしたことがあります。それは法的に言つて中央交渉というよりな、つまり法的にはどうかという問題を出されたのです。しかし、慣行の上に

立つて、あなた実質的に団体交渉をやつてきたのが今までの立場なんです。その点を認めたらどうかというこゝろを、あなたにわれわれは過般の委員会でこれは進言したはずなんです。しかし、それをもしあなたは否定される。これは覚えございせんか。それでしな。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) たしかさうだつたと思ひます。あらためて考え直しましても、中央交渉、団体交渉という意味合いでお目にかかることは私は適切ではない、むしろ有害だと今でも心得ております。

○岩間正男君 法的な問題はそれは論議のあるところで、これはわれわれの見解から言へば、当然面会すべきだと思つております。法的にも。しかし、そのことは今までの労働慣行上から考えても、まあ問題を別にしておくにしても、実質的に団体交渉になるように交渉をすべきだと、こゝろ言つたが、あなたが、あなたはそれを否定された。そうすると、結局どうなんですか、教団連の場合は、あなたは言葉を設けてみても、個人的に会つたのだと會つたのだと言つておる。しかし、こゝろ言ふには教団連はこれを認めておる。これは相當な同交です。同交の場ではなければ言えないような言葉がたぐさんこれに出てきております。問題をおる。こゝろ問題をいつて論議をされておる。これを一々詳細やる時間がありませんが、こゝろ問題についてやつておられます。こゝろしたらどうなんですか。日教組の場合は、法的な場合は疑義がある、こゝろ言ふことであなただけは会わなかつたというのであります。実質的に会つたというこゝろは、こゝろ言

のは差しかかへなかつたのじゃありませんか。そうして会つべきじゃなかつたのじゃありませんか。こゝろが、はつきりそのこゝろを区別して、日教組は倫理綱領云々というこゝろで、いつでもそういう形で、教団連と日教組というものの対する態度というものは全く違つた立場に立つてゐる。これはいいですよ、こゝろ言ふ立場はこれまたどうなんですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教団連の代表者というこゝろでお目にかかつた覚えはございせん。また、日教組にいたしましても、日教組の幹部がどういふ名前の方であるか私は知りません。日教組という団体を代表して中央交渉などという意味合いで、法制上はその資格がお互いには明瞭であります。岩間さん慣行とおっしゃいますが、慣行と言つてみても、それは事実問題にすぎない。実質的に団体交渉のこゝろをやるべきではない、こゝろ思つております。今まで文部省その他で教職員にお目にかかつておると思ひますが、一々面会内容あるいは面会者の身分等を厳密に調査をとるみたいに記録しておるわけじゃございせんけれども、ずいぶんお目にかかつたことはございします。お目にかかれれば、談話をたまたま今お読みになつたような課題にも当然触れてくる方もあります。こゝろ言ふことには、個人的な話として私の考えでおることは率直素朴にずいぶんたくさんある機会にお話したような記憶がございしますが、それと同じこゝろでございまして、格別教団連だからどうだなどと

いう意識は私にはございません。当時もなかったし、今でもそういう意識はありません。

○岩間正男君 これは水かけ論で、あったなかつたということよりも、事実交渉がどうだったかということが問題なのです。あなた自身が先ほどから申しましたように、名目はどうだろが、実質的に組織を代表するところの代表者を、しかもここで論議されていることは相当なことですよ、こういうことをあなた自身言っているでしょ。教職員交渉団体は否定されるべきではなく、むしろ教育の民主化のためには必要である、そういうことを言っているのじゃないですか。そうしてそういう例として、教育研究の問題、それからそれだけじゃない。教職員団体の任務というものはそれだけじゃない。給与の問題、生活権の問題、こういう問題もあるのだ、そしてそういう任務にもこれは尽くすべきだ。しかもそれに對してまあ当然の建前として地方の教育委員会と話すべきだ。しかし、そこで話し合いの場はどうするかと聞いたのに対しては、これは中央でも会すべきだ、こういうことを言っているのであつて、重大な問題についてあなた言っているのですよ。これは個人の代表の会見内容などというものはありませんよ。これをすべて否定されて、こういう団体というものは、あなた研究もされないで、泡沫的な存在だと言ふならばいさしらず、教団連といふものはあるのだ、そしてにかく内藤初等中等教育局長の今の説明によりますと、二、三万の組織を持っている教職員の団体か何か知りませんが、どうして作られたのか私も知らないけれども、しかしあるのだということではある。しかも重大な問題について言っている、一方的に、日教組に對してはこういう点言わないようなことを、これは教団連については気を許したのかどうかからいけれども、親近感から言っているのかしらないけれども言っている。それを差別しないのだ、こういう言い方で通ると思いますか。これは否定されますか。これは教団連の言い分というものは事実無根なのか、これを否定されるならそれでよい。今ははっきりしていただきたから言葉上でそういう問題をこまかすということは許されないと、思うのです。これは私の次の質問と非常に深い関係があるからお聞きしているのです。こういうあなたの行動自身はどんな面からも許されません。

○岩間正男君 重大ですよ、あなたの今の発言は。そうすると、今の言い方では、文部省要らないということになる。これはすいぶん論議された。終戦後に、中央教育委員会というのがあればいいじゃないか、こういう機構でいべきだといふものもあつたのです。あなたはそのいふものでやれということですか。つまり今言った教育委員会の中央連合会といふものが集計されてくると、そういう段階になる。しかしそれがいい。そしてその頂点に文部省を置いてきたといふのが今までのあり方だつたのです。だから今のようない方というものは、これはあなたの何を追ひ詰めていくと連合団体を認めざるを得ない。その交渉相手がないということはおかしい、法的に。こんなことはやはり許さるべきじゃない。文部行政はそうなつてくると何かを作らなければならぬといふので、最近考えつかれたのはあなたの思ひつきなんです。内藤局長の言ひは、さうさうかわからぬけれども、答弁用だ。そんなことは天下周知の事実です。そうすると、文部省は何をやめるのですか。文部省否定論です。あなた自身はさうじゃないですか。はつきりしなさい。

○岩間正男君 重大ですよ、あなたの今の発言は。そうすると、今の言い方では、文部省要らないということになる。これはすいぶん論議された。終戦後に、中央教育委員会というのがあればいいじゃないか、こういう機構でいべきだといふものもあつたのです。あなたはそのいふものでやれということですか。つまり今言った教育委員会の中央連合会といふものが集計されてくると、そういう段階になる。しかしそれがいい。そしてその頂点に文部省を置いてきたといふのが今までのあり方だつたのです。だから今のようない方というものは、これはあなたの何を追ひ詰めていくと連合団体を認めざるを得ない。その交渉相手がないということはおかしい、法的に。こんなことはやはり許さるべきじゃない。文部行政はそうなつてくると何かを作らなければならぬといふので、最近考えつかれたのはあなたの思ひつきなんです。内藤局長の言ひは、さうさうかわからぬけれども、答弁用だ。そんなことは天下周知の事実です。そうすると、文部省は何をやめるのですか。文部省否定論です。あなた自身はさうじゃないですか。はつきりしなさい。

○岩間正男君 重大ですよ、あなたの今の発言は。そうすると、今の言い方では、文部省要らないということになる。これはすいぶん論議された。終戦後に、中央教育委員会というのがあればいいじゃないか、こういう機構でいべきだといふものもあつたのです。あなたはそのいふものでやれということですか。つまり今言った教育委員会の中央連合会といふものが集計されてくると、そういう段階になる。しかしそれがいい。そしてその頂点に文部省を置いてきたといふのが今までのあり方だつたのです。だから今のようない方というものは、これはあなたの何を追ひ詰めていくと連合団体を認めざるを得ない。その交渉相手がないということはおかしい、法的に。こんなことはやはり許さるべきじゃない。文部行政はそうなつてくると何かを作らなければならぬといふので、最近考えつかれたのはあなたの思ひつきなんです。内藤局長の言ひは、さうさうかわからぬけれども、答弁用だ。そんなことは天下周知の事実です。そうすると、文部省は何をやめるのですか。文部省否定論です。あなた自身はさうじゃないですか。はつきりしなさい。

これは今、大臣が述べられましたように、都道府県の委員長会議なり、あるいは教育長会議といふのが現実に事実上存在しておりますので、そこが当面の交渉相手であるべきだ。それから今お尋ねの大学の交渉相手はどうかと、こういうお話でございますが、日教組の中に大学高専部というのがございますけれども、これは人事院に登録しております。ですから、登録した場合どうなるかという問題が一つあると思います。で、各大学がそれぞれ学長と交渉すべきものであらうと思ふ。と申しますのは、大学の管理機関はこれは教授会になつておりまして、教育公務員特例法から申しますと、教授、助教授、講師の任命権は大学管理機関が定めることになっております。従つて、これは当然管理機関が責任を持つべきものだ。それから現実には係長以下は学長に任命権を委任しておりますので、文部大臣はこれに何ら関与いたしておりません。そこで文部省が直接発令いたしておりますのは、局長、部課長及び課長補佐、こういうものを文部省が発令しておるわけでございますので、もしかりにさういふものが何か管理職の組合のようなものができますれば、これは交渉の相手方になるものと考えております。

○岩間正男君 それはあなたの一応の説明です。連合体ですね、全国の連合体といふものは、それじゃ全く困難に迫らざるを得ない、相手のないところへ。ここに問題がある。現在のやり方、対日教組関係についての文部省の考え方、これは組合としての機能を認めないやり方だ、結局根本的に。さういふ考えがさういふ形になつて

現われてきておるのじゃないですか。これはこんな形で混迷されておるのには非常にまずい。私は問題をもとへ戻しますけれども、大体どうですか。この二つの組合に対する今度の態度を見て、これはわかると思うのですけれども、言葉の上では個人で会ったのだから、それで決して差別をしたのでもないと言ったけれども、実際差別しておる、あらゆる面で差別しておる。こういう形でやられておる。一体これはどうなんですか。地方公務員法の第五十六条、これは文相は御存じだと思ひます。この精神はどういうことになるのですか、この精神と抵触しますか、どうですか。

○委員長(平林剛君) ちょっと速記をとめて。
○委員長(平林剛君) 速記をつけて。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお尋ねの点は、さっきお答えしたと思ひますが、個人としてお目にかかった、その話の内容に御指摘のようなことが出てきた。それを取り上げていろいろおっしゃいましたけれども、私は教職員団体として差別する意思もなければ、差別したことを言つたこともない。ただ日教組と教団連、それ自体も、私は再三申し上げたように、どんな団体かよく知りませんけれども、実は日教組というのは五十万と称せられる大きな団体であり、教団連というのは何人おるかまだ知らなかつたわけですが、そういう教団連という団体の存在を意識して私はお目にかかつた覚えがない。個人として意見を聞いてくれと言ひから、そんなら議員会館にたまさま行く、選挙区から陳情がありまして、約

束しておりましたものですから、そのときにちつとは時間があるだろうというところで会つたのでございまして、別に団体を差別してどうだこうだなどという意思は毛頭ないのです。
○政府委員(内藤三郎君) 今の五十六条のお尋ねがございましたので、この五十六条の解明だけをしておきたいと思ひます。

五十六条は、職員が職員団体の構成員であるとかないとかいう場合に不利益な取り扱いをしてはならない、たとへば身分上、あるいは給与上、特定の団体に入つたから不利益な取り扱いをしてはならないという規定でございまして、

○岩間正男君 内藤さんの解釈はあとでやりますけれども、その前に、文部大臣は先ほどどういふことを認めておられて、そうして今のような言葉を私は吐かれることは、非常に前後が支離滅裂になるじゃないですか。さっきあなたが答えた私は教団連と日教組と同一視してない、だから君らと会つてゐるのだ、このことについては、あなたもさっき認められたはずですよ。さうでしよう。そのあとで私が組織云々というところで言つたら、その組織と云々ということについては、私は知らない、さう言つたけれども、その他の言葉は認められたことになっておる。それなのに、今教団連と日教組の区別は全然知らないし、差別をして会つた覚えはないなどという前言をまるで翻さることを言つておる。このこの文句は一体どうなのですか、全然まとまりがないじゃないですか。もつと整理して言つて下さい。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 日教組と

教団連の違いというものは、私も少しは知らぬじゃない。しかし正確には、さつきも申し上げたように、日教組という団体は倫理綱領というものを明確に打ち出して性格をはっきりさせておる。教団連というものは、そういうものを持つておるかどうかわかりませんが、そういう意味において、それとこれを比較してどうだという違いは、私自身の脳裏にないわけですから、さういふ意味で違ふといへば違ふのですけれども、初めから差別して会ひの会わないのといふことがあつたはずがない。個人としてお会いした。さうして今、先ほど来読み上げられたようなことを何かしら書いてあるようですけれども、それらしいことの話のやり取りはあつたといふことを申し上げたのであります。

○岩間正男君 あなた同列視してないといふのは、どういふふうな同列視してないのです。だから会つてゐるのだと、さう言つてゐるのです。そのことは肯定されておる。今こゝでまた前言を取り消すようなことを言つては話にならぬのです。さういふふうな同列視してないのです。さういふ内容をさつき申し上げたのです。さういふこととさつき言つた言葉とが一致しないのです。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一方ははつきりした団体であり、一方は私の常識にすらもない、教団連という名前を使ひますから団体だろと思ひますけれども、まあ、それだけの違いは私知つておられます。しかしこれは、個人として意見を言ひたい、会つてくれるかといふから、会ひましようといふて、先ほど来申し上げるようなチャンスを作りましたのであります。

○岩間正男君 そうするとあなたは、日教組の代表が、これは五十万ですから。まあ三万で委員長と書記長が行つたんですから、それで個人だといふこととで会つた。さうすると、日教組の代表がその割でいくと五十人ぐらい行きますね、個人として会ひたいとあなたに面会を申し込んだ場合に、あなたは会わざるを得ないでしょう。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) およそ団体ならば、任意団体である限りは、会ひ会わないといふのはお互いの自由だと思ひます。そのときのお互いの都合による。個人としてならば、教師の建設的意見を聞かしてやるがどうかといふことなら、いつでもお目にかかる、さう考へておられます。

○岩間正男君 いいんです。それじゃ日教組五十人ぐらい行つて、個人としてわれわれは今一緒に来たんだ、建設的な意見を聞かしてやろうと。倫理綱領何だかんだと言つてゐるのはこれは時代錯誤だといふような意見だつた、これは建設的な意見ですから。さういふと、これは建設的な意見で面会を申し込んだらあなたは……。さういふ意見はあなたの個人的な任意な判断でさめる。――あなたは大臣です。私は職制において聞いているのです。大臣といふのはさういふ何を言つていいのかわかりません。一つお聞きしたいのは、いわば思想信条の自由という問題があるのですが、さういふもので区別して、ある者には会ひ、ある者には会わない、さういふことができないかと思ひます。文部大臣だったら、さういふ要求を持った者と全部これは私は会ひたくないといふように思ひます。

すが、かまいません。日教組の連中がかりにさういふ行動をとつたとした場合に、あなたは当然会ひますか。はつきりしておいて下さい。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 日教組の代表として団体交渉といふふうな気持で会ひたいと思ひます。個人が面会を求められた場合、会ひ会わないは、文部大臣としても個人としても自由だと思ひます。

○岩間正男君 さういふ言葉で何ほでも操作ができます。だから教団連の代表には、会ひたいと、だから私は会つたんだと。それが客観的に見て差別待遇になつておる。さういふことは、私はいさゝかも公職についてゐる文部大臣としてはこれは条理が通らぬと思ひます。さういふやり方でさういふことをやつておいて、それで公平を期せとか、文教政策を公平に推進するとか言つても、私は問題にならぬと思ひます。で、五十六条の説明がありましたけれども、これは内藤さん、どうですか。この五十六条について特に解説をしてゐるでしよう。五十六条について、これは労働法の適用ができないから、しかし、不当労働行為と同じ精神について規定してゐるのが五十六条だと思ひます。さういふ点から言へば、これは全く荒木文部大臣のやつておつたやり方というものは不当労働行動になると思ひます。どうですか、こんな差別をやつて。

○政府委員(内藤三郎君) この五十六条は、職員が特定の団体に入り、または入ろうとした、そのことによつて差別待遇をしちやいかぬということ

あつて、団体の問題ではないわけなんです。ですから、かりに教員が日教組に入つたために昇給がおくらされたとか、あるいは免職にされたとか、そういうような不当な扱いをしてはならないと、こういう意味でございます。

○岩間正男君 その解釈の仕方、これは組合としての権利を、つまり労働法の適用を受けることができないから、この点についてこれは規定しているのですが、あなたはそれは個人の問題である、こういうふうな解釈でやっていると、これはどうですか。こういうやり方が今度の教団連並びに日教組との面会の問題で現われていると思うのですが、あなたはこの五十六条に対して抵触していると思わないのですか、文部大臣どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 思ひませぬ。

○岩間正男君 ある情報によると、あなたは組合は幾つあつてもいいということを書いてあるようですが、これはどうですか。団結権を守る、そういうのが、これは日本の労働法の精神だと思ひます。この精神はやはり地方公務員法にも生かされていると思う。これは五十二条の中にそういう精神が生かされていると思う。どうですか。あなたの立場から、組合は幾つあつてもいいというふうな発言をされるということ、これは組合の団結というものの対し、これは非常に反対の影響を持つ、こういうふうな考へるのですが、そういう言葉は不謹慎と思ひませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は地方公務員法は今御指摘のありましたような条文を中心に数カ条職員団体のついで

て規定していると思ひますが、その趣旨から見ても、それから法律の趣旨は、組合は一つでなければならぬという建前でない、幾つあつてもいいことになつていて承知いたします。ですから、もし一つでなければならぬから、そのとき尋ねられたとすれば、一つであらねばならぬということにならうというところは言つたろうと思ひます。そのことは私は何も組合を弾圧するとか、そういう大げさな表現を使ひまするが、法治主義を奉げる日本の国民の一人として、常識上当然だれしも言ひ得ること、私が言つても弊害があらうとは思ひません。

○岩間正男君 組合は一つでなければならぬ……。

○委員長(平林剛君) 岩間君ちよつと、一時間ほど質疑が続きましたから、時間の都合もあるから、あと二分程度でとめるようにお願いいたします。

○岩間正男君 委員長にその前にお願いしておきたいのですが、私は次回に持ち越すならそれでもいいのですが……あなたの幾つあつてもいいという言葉と、一つでなければならぬというこれは、これは同じじゃないのです。幾つあつてもいいというのは、非常にこれは重要な言葉です。組合を幾つも作りたいうふうな、そういうものに通じます。私はそういう言葉を言うのは、もつとほんとうによく考へて、そして日本の現在の労働行政、それから文教行政の実態をはつきり見て、その上に立つて文相は発言されたいという、問題を起す言葉だと思ひます。これは聞いてごらんない、やはり望ましいのは労働者の団結の問題なのです。

そういうふうな方針をちゃんとつたつております。ところが幾つあつてもよろしい、これはむしろ組合の加入の自由というものは認められておりますから、そのことについてとやかく言うのではありません。しかしこれは組合の、労働組合法で認められてある精神からいへば、そしてその精神の適用を受けて地方公務員法ができてある立場から言へば、こういうふうなことは非常に不謹慎です。

時間の関係もありますから、次に進んでお聞きしますが、ILO九十八号、これは文部大臣研究されたと思ひます。これはいつ調印されたのですか、この内容は何か、この点をお聞きしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは厳密な条約のことでございますから、記憶がはつきりしてないところもありますから、政府委員からお答えを申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 調印された日はここに資料がございませぬので、あとで調べて提出します。それから内容につきましては、団結権の擁護をうたったものでございます。

○岩間正男君 ちよつと読んで下さいます。

○政府委員(内藤三郎君) これは相当長いのでございますが、第一条からずつとお読みするわけですか。――件名は、団結権及び団体交渉権について、その原則の適用に関する条約、これを九十八号と言つておるのであります。

○岩間正男君 第一条を読んで下さいます。

○政府委員(内藤三郎君) 第一条は、「労働者は、雇用に關する反組

合的な差別待遇に対して充分な保護を受ける。2前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。(a)労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること。(b)組合員であるという理由又は労働時間外に若しくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他その者に對し不利益な取扱をする」と、これが第一条であります。

○岩間正男君 時間の関係から、この詳細はこの次に譲りたいと思ひますが、どうですか。九十八号については、文部大臣、今までこれを検討されておるか、そしてこれが公務員法に対してどういふ関連を持つか、この点をどういふふうに検討されたか、この点を伺ひたい。これは文部大臣からお答え願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ILO九十八号条約は、公務員とは関係ないと思ひ得ております。

○岩間正男君 どういふことです。

○政府委員(内藤三郎君) これは第六條に、「この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。」この規定でございます。

○岩間正男君 この問題は、ここで十分に論議する時間がないのでありますけれども、こういう解釈、そしてわざわざ九十八号で、日本の現実に非常に適合しないものがあつて、それで特に労働者の基本権を守るためにこのような条約を日本政府がかつてこれを調印した、こういう問題が全然その後――

日本の労働者に当然これは保護規定として適用される、法改正もされるべきだと思ひます。こういう精神というものを生かすためにこれは努力しなければならぬ、こういうふうに思ひます。ですから、この問題については、ほとんど今まで文部省では検討しないわけですね、この九十八号については、今までどうなんですか。これは全然公務員に關係しないのだ、こういうことで、公務員といつても、公務員の内容については非常に議論のあるところ

です。教員にこれは適用――諸外国の例を見ても、はたして教員まで公務員という概念に入れていかうか、こういう問題を考へてくる、というところ、日本の現実と合わない点がたくさん出てくる、こういう点についてあなたたちは今まで一体検討されたか、全然検討することがなかったのじゃないか。それが実態じゃないですか。その証拠には、九十八号が調印されたのはいつかという点についても、あまり御検討がないのです。どうなんですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん十分検討いたしております。ですから、ただ調印の日はいつかとおっしゃったから、正確に今記憶にございませぬので、あとで調べて御返事申し上げます。内容につきましては一々検討しております。また、六條の公務員の地位云々についてもいろいろ御意見のあることも十分承知しております。

○岩間正男君 今の問題は保留にしてこの次やるとしまして、時間の關係から最後に一つお聞きしたい。

この九十八号、あるいは五十六条に全く違反するような事項が、現在の文

部行政の中で非常に行なわれている。こういう事態ですね。これは枚挙にいとまがないと思うのです。文部大臣はどうですか、愛媛県の教員組合で行なわれている実態について研究をなされましたか、これについては今度の提議の反駁をあなたがなされ、その中ではほとんど触れていない。こういう問題は全く看過されている、あるいはまた長崎県で行なわれた、北松浦郡ですか、ここにおける日教組からの集団脱退の問題、このような問題について、これはどういふふうにあなは把握されておられるか、私たちはこれについていろいろな情報を得ているわけです。この一つ一つについてはこの次詳細に質問したいと思うのでありますけれども、まず最初に愛媛県、あるいは長崎県で行なわれたこの情報をあなたたちはどういふふうに今まで把握されておられるか、この概観でもお聞きしたいと思

います。

○政府委員(内藤三郎君) 愛媛県における事例につきましては、先般、内閣委員会でもこの話が出まして、関係の説明はいたしておりました。そういう御指摘のような事実はないということ

を現地からも確かめておるわけでございます。なお長崎県の北松浦郡支部に

対する問題でございますが、私どもの調べた範囲では、日教組が申し立てていない事項について……、今これは日教組が申し立てないですから、これは反論はいたしておりません。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 速記を始めて。

○委員長(平林剛君) 次に、昭和三十

六年度文教関係予算を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 時間が延びていますが、当面緊急に伺いたい点にしましてごく短時間伺います。なお、岩間委員の質疑に関連して最後に一、二点伺わせていただきます。

まず、文部大臣に伺いますが、大臣とは初めてでありますけれども、地方財政法等の改正に基づいて、昭和三十六年四月一日以降、公費負担以外の職員は公費負担の職員に切りかえる、なお校舎の維持修繕費についても公費負担で行なうようにしなければならぬし、またそういう行政指導と地方財政計画を編成する——御確認願いたいと思

います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 義務制諸学校に、その学校の維持運営に必要な職員が公費負担以外の、たとえばPTA負担でそういう職員が義務制諸学校の運営維持に携わっているという事は、憲法第二十六條違反であるから早急に是正しなければならぬということについて御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう問題に関連して、昨年の臨時国会でございまして、御質問がございまして、お答えをしたことを記憶しておりますが、むろん御指摘のように、適切を欠く課題だと心得えます。そこで、推計約二百億ぐらいのものが年間PTA負担と申しますか、余儀なくさうな

なっておりますと承知いたしております

が、なるべくすみやかにこれを解消しなければならぬ、これは当然しごくのことと心得ておりますけれども、おそく

実際問題として、一挙動では御指摘のことたえ得ないだろう、その点は遺憾でございましてけれども、大体まあ五カ年

ぐらいの猶予をいただいで、なしくずしに五年後にはこれをゼロにしたい、

そういうふうなことをお答え申し上げたかと思ひますが、その考え方で三十

六年度予算についても、いささか努力したつもりでございますし、むろん一

挙動でできておりませんけれども、今後にわたって努力し続けていくべきものと心得ております。

○矢嶋三義君 自治省の関係入ったでしようか——入っていない……。

それでは内務局長に伺います。具体的に伺います。昭和三十五年、た

とえば給食婦、調理士は三名まで地方交付税の対象に入りました。三十六

年度においては、公費負担以外の職員をかくかく交付税の中に盛り込むとい

う方針で、今どういふ方針でおられるのか。それから自治省との話し合いは

どこまでいっておるか。それからまた所管局長としての見通しはどうかとい

うことを簡潔に要点お答え願います。

○政府委員(内藤三郎君) PTAに負担を転嫁してはならないという法律

は、御承知の通り、昨年の通常国会で通ったのでございます。昨年度財源措

置をいたしましたのが、地方財政計画で六十二億、交付税で補償いたしまし

たのが、三十二億でございます。そこで本年はさらにそれを前進させたいとい

うことで、自治省と話し合いがついておるものは校舎の維持修繕費、これ

につきましては三十億、三十億から四十億の間でございますが、まだ正確な計算はいたしておりませんが、大体

ラフな見通しで、三、四十億はこれでの関係の経費の増額をする、それから残りが人件費関係でございます。

人件費関係につきましては、大体自治省、大蔵省は去年で済んだという見解を実は持っておるわけです。と申しますのは、給食婦につきましては、文部省が当初に要求した三百人に一人という線は、自治省も了承いたしましたので、これで済んだという見解をとっております。ただ部分的に見ますと、三人半くらい置いておるわけです。そこで九百人の学校に三人半というの

が出ておりますが、自治省はこの点について全国的に見ますと、市町村に財源をやりますと、文部省の要求人員よりもはるかに上回るんだ、こういうことを言っておりますが、実際の給食をやっております学校は限定をされておりますので、やっております学校については不十分である、そこで少なくとも半人分は確保しなければならぬ、九百人の学校で三・五、それからもう一つは学校の司書でございます。これは矢嶋委員からもたびたびお話を伺いまして、この点についても今自治省と交渉してございまして、これもある程度の解決を見ることがございまして、給食の分——この給食はどちらかと申しますと、小学校が多いのでございまして、学校の司書の点は中学校が多いのでございまして、小中合わせて大体一人程度話をつけてあるのでございまして。助手は現在のところ考えておりません。養護婦はこれは当然養護教諭の方

で見るとき性格のものと考えております。

○矢嶋三義君 養護教諭は必置——「当分の間」、「置かないことができない」というので、必置になっていないわけですから、大きい学校なら養護教諭一人で足りないから、PTAで養護婦という形で置いている。みんなこういう形です。それから、理科教育振興というけれども、あるいは産業教育の振興というけれども、中学校におけるこれらの助手というものはゼロなんですから、今、あなたの方での積算の場合ゼロです。だから、全部これはPTA負担になってきているわけなんです。だから、こういう問題は、少なくとも一挙に解決するといふより、最小限各学校に少なくとも養護婦は一名、あるいは産業教育、理科教育の助手は、少なくとも、どんな小さい学校でも一名、学校図書館法によって「学校図書館を設けなければならぬ」というようになっていまして、それである以上は、図書館の仕事をする人がどうしても必要だから、だから図書館は各学校必ず少なくとも一名、このぎりぎりのところまでは公費負担を確保しなければやらないわけなんです。今年、三十六年の四月一日から地方財政法等の改正で公費負担に切りかえるなんて、言葉で言っても実質上できない。だから、その点はきりきりしてもらわなくちゃならない。それで私、自治大臣以下局長、あるいは課長でもいいからというところで、もう過去三回も出席を要求し、おいでを願うけれども、どうしてもおいでにならない。課長さんでもいいというけれども、どうしても

もおいでにならない。自治省と内務さんと一緒に、並べてやられてはたまらぬという気持で、言葉をもらはれてはたまらぬという気持で、自治省出てこない。ここは大臣の仕事です。大臣、あなたの仕事です。安井自治大臣と十分交渉して、あなたには錦の御旗があるから、地方財政法等の改正の法律の四月一日から云々というのがあるのだし、あなたの名前が去年の十二月三日に都道府県に対して通達を出している、こういうふうにして、これを……。

だから責任もあるし、義務も、権能もある。それから錦の御旗があるわけだから、これだけはあなたには幾ら大口たたいでも大丈夫です。私はこれはまじめに言っていますが、閣議で、安井さんと堂々とやって、なるべく財政局長とか、財政課長との交渉を、あなたの部下である内藤さんが苦勞しないようにしなければならぬ、これが政治であり、行政であるわけです。お約束していただきます。内藤さん、あなたじゃ財政局長に負けるんだ、だめなんです。

○政府委員(内藤三郎君) 私から事実問題だけ説明させていただきます。今、お話の養護婦とか、あるいは助手というものは、これは学校教育法の関係にもないわけなんです。また、義務教育費国庫負担法の対象にもなっていないので、これは事実上置かれた職員であらうと思います。これについては、もう少し文部省でも実態を調査しなければならぬ問題だと思えます。今、御指摘のような学校養護婦とか、中学校の実習助手というより、法定外の職員でございますので、法定外の職員をどう扱うかという根本

問題があるわけでございます。

○矢嶋三義君 それは内藤さん、それは義務教育費国庫負担法にはかくかくとありますね、それだったら半額負担になる。しかし、今言った助手とか、養護婦とかは、法が改正されなくても地方財政計画の中に、公文書の中に繰り込んで、半額負担にならないで、自治体の経費で、公費でまかなえることになるわけですね、これは一つの前進でしょう。次は当然法改正して、そうして義務教育費国庫負担法の対象として半額負担であり、しかもそれは県費負担、こういうふうにしていかないわけだから、だからいふん道は遠いわけだ。ところが、四月一日から地方財政法等の改正から、最小限公費負担にしなければならぬでしょう。そのためには用人何名とか、あるいは養護婦九百名に対して三名とか、この基準の中にいれて地方財政計画をきめれば、地方の自治体は半額は国から負担受けない、県費負担ではないけれども、市町村の公費負担として出さなければならぬ、そいつを当面やらなければならぬということなんです。

○政府委員(内藤三郎君) この点は、今、お話の養護婦というよりなのは、本来養護教諭になるのが当然のことです。

○矢嶋三義君 次に言う必要はない。それなら、なぜあなたは、養護教員を削除する法律案をここに提出しないのですか。法では必ず養護婦を置かなければならないとされている。ところが、付則で当分置かないことができるというのをくっつけておけるのです。だから、地方は置かないのでしよう。

だから、地方は養護教員を置かないで、普通科の教員なら普通科の教員で、一方法律では小学校は五十六人について一人、中学校は五十四人について一人、こういう点で先生が足りない。だから、教科の教員が必要だ。養護教員を置かないでいいというから、置かない。それでは子供の健康管理ができないというので、養護婦を雇っているんですよ。だから、内藤さん、それを置きたくなければ当分置かないことができないというのを修正案を出せば、それなら私は議んであなたの答弁を承ります。しかし、それを出さぬでおいて、そうしてあなたはそういうことをおっしゃることは、いんぎん無礼ですよ。それはいけませんよ。

○政府委員(内藤三郎君) 今、矢嶋委員のお尋ねでございますが、(矢嶋三義君「私の言うことが、どこが間違っていますか」と述べ)今の建前は、お話のように、学校養護教員については必置制になっている。で、付則においては、当分の間、置かないことができれば、この条文もございませう。これは現在の養護教員養成計画等から見まして、私も今必置に持っていくことが困難であると認定しておるわけでありませう。

そこで、この公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、小学校は千五百人に一人、中学校は二千人に一人の割合で置いているわけでありませう。それで、数千人の増員計画をしておるのであります。さらに第一段の計画が済みましたら第二段の計画をいたしまして、逐次、学校教育法本則の方に戻るように計画を進めておるわけなんです。

そこで、学校教育法にも規定されていない職員を置かれることに私は実は問題があるかと思うのです。今のお話の助手にいたしましたも、看護婦にいたしましたも、学校教育法上の性格が明確になっていない。ここにも一つ問題があることも御理解いただきたい。

○矢嶋三義君 学校の維持、運営、管理がそういう職員がいなければやれないから置くのですよ、内藤さん。あなたはさか立ちしたことを言っているだけじゃない。どこの学校にでも聞いて下さい。そういう職員がいなければ学校教育ができない。管理も、維持も、運営もできないのですよ。あなた方は立法作業をなまけておるから、こういう事態が起こっている。だから、私はそれを言っているのだから――まあ、大臣、そういう問題はまたゆっくりやりませう。

当面の問題は、地方財政計画の問題が今山にきているわけで、はつきりしたことをきめて流さなければ、地方では困るわけですよ。今言った学校図書とか、給食をやっているところでは、実際三人ではやっていけない、調理婦は、四人か五人にするとか、それから養護教員を置けないところでは養護婦を雇っている。その雇っている養護婦は公費負担にするとか、さらに義務教育振興のために必要な助手を一人あるいは二人置いておる。これをPTA負担でなくして、公費負担にする。そういう点、まあ内藤さんはさらにこれを義務教育費国庫負担の対象にして、将来は県費負担にしようという非常にりっぱな考え方を持たれている。それは次の段階として、当面PTA負担というものはやめてしまつて公費負担にするように、あなたが十二月三日通達を出した通りのことを行なうように、地方で財政計画を立て、そういう立場に立つて池田内閣は地方に対して通達を出し、来年度予算の編成に適正な指導をする、助言をする。そういうことを一つはつきりとお答え願いたいと思うのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教育が現場でうまく効率的に行なわれるように努力することが当然私どもの務めだと思ひますから、今おっしゃることを具体的に一々私はよくわかりませんが、具体的に申し上げかねますけれども、しかし、おっしゃる方向へ持っていく努力はせねばならないということはお考へております。及ばずながら努力をいたしたいと考へております。

○矢嶋三義君 だから、私はさつき憲法二十六条の問題も出したので、私は何も悪気がない、まっ正直な意見を言つたのですよ。内藤さん、はつきりして下さい。学校図書は少なくとも一名、これは校費負担でまかなえます。これは多年にわたる要望であり主張であつたわけです。お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 多少誤解があるようですが……。

○矢嶋三義君 今の点、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員が先ほどおっしゃいました学校の維持、運営じゃなくて、校舎の維持、管理、修繕でございますので、あくまでも校舎ということをお考へいただきたいと思ひます。

それから図書司につきましては、ゼ

は従来認められなかった私立学校の施設設備以外の寄付に対するものに對しましても、いわゆる損金算入の制度を認めていこう、こういうような方向で大蔵省としては研究しておられるわけでありました。従つて、私もはそういふ制度を主張しよう、これは非常な二重の意味で、

学校にとっては有利で、また私立学校関係からも歓迎されることでありますので、具体的な内容について、目下大蔵省と相談をしておる最中でございます。

○矢嶋三義君　大蔵省の政府委員の方にお見えになっておりますね。お伺いしたい。

たしますが、昨年の国会で、文部大臣とあなたの上司である大蔵大臣がおそろいで、先ほど申し上げたようなことを確約されているのですよ。その趣旨にのっとって、あなたさま仕事をして下さっていると思うのですがね。そこで伺いたい点は、損金のワクの拡大、これは問題になっておるわけですが、損金算入のワクを広げるのをどのくらいにお考えになっておるか、立場は違

いますが、私らの考え方では、私学関係の寄付に対する免税は、もう大幅にやって至当だと、それによって国家の歳入減なんか大したことはない、そういうふうに考えているのですが、あな

たとしてはどの程度の蔵入減になるとお考えになっておられるのか、大蔵省の見解をお聞きたいと思います。

○説明員（塩崎潤君）　ただいま矢嶋委員のお話の通り、私どもも私学に対す

る寄付金のワクにつきまして広げるべく今検討中でございます。現在御承知のように、寄付金の制度につきましては二つございまして、一つは今、福田局長の申されましたところの指定寄付

の制度、これは全額損金算入の制度でありまして、これは外国にもない制度でございます。いかなる国におきましても、所得限度というのがあるまいし、それでございまして。しかし、指定寄付金になりますと、これは全額損金算入だ、これは日本独自のきわめて寛大な制度であります。もう一つは、今申しておられますワクの問題でございますが、現在は資本金の千分の二・五と、利益の百分の二・五の合計額の半分というものが、無条件の損金算入の限度であります。これも会社について見て参りますと、この寄付金の限度までいっている会社はほとんどございせん。しかし最近、今申し上げましたように、私学に対するそういう要望がございまして、なお、試験研究機関につきましても、そういう要望がございまして、これと同程度を上積みものにせよ、これはアメリカに似たような制度でございまして、従いまして、その外ワクといたしましては資本金の千分の二・五と利益の百分の二・五の合計額の半分、これを私学に対する寄付金ならば別ワクとして外にとり出すことを認めよう、こういうふうに検討しているところでございまして。

〔委員長退席、理事豊瀬一君着席〕
○理事(豊瀬一君) 委員長が所用のため退席いたしましたので、委員長の指名により私かわりまして、委員会を主宰いたします。
○矢嶋三義君 それでね、大きい会社の寄付が届け出ていないということがあるが、そういう面も私はあるかと思うのです。一番大きな原因は手続がめんどうだということが原因してないですか。だから、めんどうくさいからということでも寄付を思いとどまるという私は現象もあると思うのです。だから、手続の簡素化ということも大事なんじゃないですか。
○説明員(塩崎潤君) 今、申し上げましたワクの限度は、大蔵省にも届け出ても何も要らない、税務署に証明ができるような受取書でもあれば済むような問題でございまして、手続のめんどうはございせん。私も、たゞし、聞いておられますところでは、やはり優良な団体、できるだけ出したいというところで、普通のワクの中の寄付は相当しぼっているというのが現状のようでございまして。各会社におきましてはそういう方向で、やはり寄付に對しましてはやかましい。御承知のように、経団連はこういう団体で寄付しようというところで、割当のワクみたいなものを相談するということも行なわれておりまして、なかなか日本人の寄付に對する態度は割合きびしいようでございます。

○矢嶋三義君 それは政治には寄付しても学校の寄付をやらぬということとは日本の資本家の間違ったことだと思ふのです。それははずして、文部省の管理局長に伺いますが、今、大蔵当局とあなたのとこで話して、非常に意見が食い違つて困つてゐるという点はどういふ点ですか。

○政府委員(福田繁君) 大蔵省と相談いたしました、根本的に意見の食い違つてゐる点はないのであります。ただ、私の方といたしましては、今お話のように、別ワクで損金算入の制度を設けた場合、私立学校としては相当期待をするわけでありましても、実

際上会社全部私立学校に寄付するわけではありせんので、実績から申しますと、どの程度になるかということ、多少懸念をいたしているわけでございます。

それから、学校の範囲等につきましても、まあ今回の一応の考え方が學術研究法人、あるいは特に私立学校というふうなことを抜き出したの制度を作ろうということにございまして、趣旨として非常にけっこうでございますけれども、できれば私立学校いろいろございまして、単に大学のみに限らず、下の方の学校についてもこれを一応取り入れて参りたい、こういうふうな考え方をいたしておるわけでございます。その点はまだ未解決でございます。

○矢嶋三義君 お二人からお答え願ひたいのですが、この問題、いつ、何月何日ごろに結論を出す目途で話を進めておるか、お答えいただけますか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。この限度は法人税法の施行規則でございまして、しかしながら、今度の税制改正の大きな柱になっております。従いまして、三月三十一日までには政令の改正をいたしまして、四月一日以後終了する事業年度から適用したい、かように考えております。

○矢嶋三義君 念のために、管理局長。

○政府委員(福田繁君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。今、大蔵省の所管課長さんが答弁されるように、その期間までによりよい形でこの問題を解決するように、今明日中にもトップ・レベルの両大臣話し合ひで前進させていただきたいと思ひますが、お約束いただけるでしょうか、お答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もうちょっと事務局で煮詰めてからがいいのじゃないかとも思うのでございまして、閣議のときでもその前後の時間が少しはございましてから話してみたいと思ひますが、私は時期がもうちょっととあがいていいんじゃないかとも思つております。

○矢嶋三義君 あなたの方々見解もあるでしようけれども、私が大臣だったら、大臣同士で大きな方針を、ワクなりして置いて、この方針で事務局話しておいてほしい、こうしたい方が私はものが生きてくると思うのです。これは事務局間でやれば、それで専門家だから非常にけっこうですけれども、必ずしも大臣の意向のように生きてこないかもしれないし、また時間のかかる場合もありますし、やはり両大臣おそろいであつたに於いては昨年の十二月にお約束になつておるのですから、両大臣でお話し合ひなさつて、大きな方針のワクというものを、あなたの部下からお聞きになつて方針をきめて、そしてこれでやつてほしいと指示されないという問題が進まないと思うのです。そういう立場で私はきき、あつて、閣議とはいひませんが、水田さんにお会いになつてお話し進めていただきたい、御要望申し上げます。お約束して下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御要望の趣旨はよくわかります。すでに御指摘の通り大蔵大臣も出まして大いに努力をいたします。またそれと離れまして、私が以前科学技術庁長官兼務しておりました時分にも大蔵大臣とはこういうふうな問題で科学技術振興の問題及び學術振興の角度から話したこともございまして、そういうことを通じての大蔵大臣の意向も相当理解のある態度かと心得ておりますから、あまりせつづいてもしかわつてはいかぬと思ひますので、きき、あつて、お約束申し上げます。約束申し上げます。ちよつと差し控へたいと思ひます。

○矢嶋三義君 時間が迫りましたから、あと二、三問何つて終わりたいと思ひます。大蔵省の課長さん御苦勞さへした。

○内務局長に伺ひます。今のこの中小学校の先生方の旅費は、実績どのくらい一人あて使われてゐると判断されておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 四千四百円くらいです。

○矢嶋三義君 それでまあ昭和三十六年度の予算は、四千円の単価を四千四百円に上げたということですか。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。

○矢嶋三義君 それでは都道府県の先生方は、その県の条例にきめてある通りの旅費を支給されてゐると判断されてゐますか、それとも違つて判断されてゐますか。

○政府委員(内藤三郎君) 条例通り出してゐるところもあるでしようし、また条例の中で減額支給できるような規定があると思ひます。そこで、実費で支給してゐるところもあると思ひます。

よって半額国庫補助の対象になつてゐるのです。これが地方の先生方が出張を命ぜられる、出張したが、その県の条例で規定されている通りに支給されてないで打ち切り旅費等であつておるといふことになれば、それは好ましいことか好ましくないことか。文部大臣としてはその打ち切り旅費にならないうで、その県の規定通りの正當なる旅費が支給されるように努力されるべきものだと思うのですが、御所見を伺いたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りだと思います。

○矢嶋三義君 それで、實際は県の一般の公務員は条例通りにもらつていますが、先生方は場合には赴任旅費ももらえない。それから大部分といふものは、条例通り旅費をもらえないで打ち切り旅費になつております。

その原因は、国が予算を組む場合に、昭和三十五年において一人あて四千円にした。これを一割上げたけれども、昭和三十六年度四千四百円で組んでゐる、ここに原因がある。これを五千円、六千円と組んであれば幾らか緩和されるわけですね。もしそういう私が言うような、旅費をもらわなかつたり、打ち切り旅費というふうなことで取り扱われている諸君があらうとしたら、これは、この是正に対して文部大臣は責任を持つて努力されますね、当然。お答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 努力すべきだと思います。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、この公立学校の先生方の給与の種類並びにその額は、都道府県が自由にきめていいものでしょうか、それともそうでないものでしょうか、いかがでしよう。

○政府委員(内藤三郎君) 教育公務員特例法によりまして、国立学校を基準として定める。ですから、一応のワケがはまつておりますが、その府県の公務員との均衡をはかつてきめるわけでございます。

○矢嶋三義君 大臣もさういふように了承してありますか。都道府県教育委員会が、うちの先生方はよく働くから、あるいはうちの県はなかなか理科の先生がおいでいただけなくて、確保できないからといふので、都道府県並に教育委員会が自由に給与の種類並びにその金額をきめていいものか、それとも局長さんが言うように、国の基準としてワケがあるものとあつたは御認識になつておられるかどうか、大臣の御答弁をいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、初中局長からお答えしましたように、国家公務員に準じて定めるといふふうになつておるかと存じます。

○矢嶋三義君 大臣に伺いますが、国立大学の学長は部下の職員の給与の種類並びに基準を学長の自主的判斷できめ得るものですか、それともどういふ何で定められるものですか。大学の学長は任命権者ですがね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお尋ねの件は、人事院が発議いたしましたし、法律で定まつてきまるものと思ひます。

○矢嶋三義君 それに基づいて文部大臣は予算編成にあつて予算の概算要求をし、予算の閣議決定に賛同を表する、こういうことになるわけですか。お答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 そうなると、文部大臣、問題じゃないですか。旅費を四千四百円といふものをあなた方がきめられるわけですね。そして都道府県に流して、そして都道府県はそれを基準に予算を組んで、半額国庫負担するといふことになるわけですね。それから給与の種類並びに基準も都道府県は自主的にきめることができない。全部国で基準をきめて、その基準なるものは文部省が発言権を持ち、またその予算については文部大臣が大蔵省に概算要求をして、そして閣議決定で流していくと、それから教職法の二十五条では学長が部下の任命権者になつておられるけれども、職員の給与の種類並びに基準を学長は勝手にきめることはできない。こういうことになるれば、大学の職員にしろ、あるいは小中学校の職員にしろ、これは旅費が自分たちは打ち切り旅費で正當な旅費を払われていないから、その旅費がほしい、そういうふうな勤務条件になりたう。それから給与の種類もかくかくであるが、自分の地域に対しては、たとへば寒冷地手当をいただかなくちゃならぬ、あるいはベースの基準が低いから高くしていただかなければならぬ、こういうことになれば、これ全部文部省に対して実情を訴え、希望を申し述べ、話し合ひをしなけりや全然これは解決がでないじゃないですか。そういう意味において、文部大臣は現場における教育の勤務条件を整備し、そして教育能率の向上をはかるといふ立場から、そういう教育環境を整備する意味において、国の文部大臣はそういう人々の話を聞き、あなたの意向を伝え、善処をする義務があるんじゃないですか。また、そういう権能を持たなくちゃならぬじゃないですか。そういう権能を持たなければ、文部大臣は全国の教職員を把握する――把握という言葉は適当じゃないですが、その文教行政に協力を求めることはできないじゃないですか、文教行政を興すことはできないじゃないですか、権能を持たなければ。その権能を持たなければならぬ。またその義務もあるで、日本の法制上からいって。予算編成の手続過程からいって。義務も権能もあるです。あなたはこの前の本会議の私の質問に対して、文部大臣が日教組と交渉しなければならぬ義務も権能もない云々と言つてゐる。法律上は百パーセントはないかもしれないが、私は一歩譲つて、法律上百パーセントはないかもしれないが、日本の文教政策を進めていくにあつて、実質上、実体上義務と権能があるじゃないか、なくてはできませんか。文部大臣が勤まりますか。かかるがゆえに、岩間委員から指摘されたように、あなたは教団連とかいふ団体にお会いになつたんでしよう。やつぱり荒木文政を進めるためににはそういうことが必要である、自分によつぱり義務感がある、そういう権能もなければ荒木文政を進めていけない、一個の文部大臣としてその責任が果たせないといふ、意識するとしなにかにかかわらずそういう気持ちがあるからこそ会つたんでしよう。そのことは日教組についても同様です。私はこの答弁活字を大事にとつてゐるわけですが、これに反論を大臣できますか。旅費とか、給与の種類とか、その金額とか、地方公務員並びに国立学校の国

向を伝え、善処をする義務があるんじゃないですか。また、そういう権能を持たなくちゃならぬじゃないですか。そういう権能を持たなければ、文部大臣は全国の教職員を把握する――把握という言葉は適当じゃないですが、その文教行政に協力を求めることはできないじゃないですか、文教行政を興すことはできないじゃないですか、権能を持たなければ。その権能を持たなければならぬ。またその義務もあるで、日本の法制上からいって。予算編成の手続過程からいって。義務も権能もあるです。あなたはこの前の本会議の私の質問に対して、文部大臣が日教組と交渉しなければならぬ義務も権能もない云々と言つてゐる。法律上は百パーセントはないかもしれないが、私は一歩譲つて、法律上百パーセントはないかもしれないが、日本の文教政策を進めていくにあつて、実質上、実体上義務と権能があるじゃないか、なくてはできませんか。文部大臣が勤まりますか。かかるがゆえに、岩間委員から指摘されたように、あなたは教団連とかいふ団体にお会いになつたんでしよう。やつぱり荒木文政を進めるためににはそういうことが必要である、自分によつぱり義務感がある、そういう権能もなければ荒木文政を進めていけない、一個の文部大臣としてその責任が果たせないといふ、意識するとしなにかにかかわらずそういう気持ちがあるからこそ会つたんでしよう。そのことは日教組についても同様です。私はこの答弁活字を大事にとつてゐるわけですが、これに反論を大臣できますか。旅費とか、給与の種類とか、その金額とか、地方公務員並びに国立学校の国

家教育公務員についてですね、それから先ほどのPTA負担の軽減をするという、公費負担以外の職員についても、少し詰め解消に伴つて、小学校五十六人について一人、あるいは高等学校教育の振興のために定数基準を云々といふ、これらの点についての文部省の考え方、方針、それから予算を編成する場合の方針並びにそのできた予算の内容といふものは直ちにそれらの先生の勤務条件または生活条件に直接結び合つてゐるじゃないですか。従つて私は、大臣はそういう権能を持たなくちゃならぬ。会える権能を持たなければならぬ。また、会う義務が当然あると思ふのです。

この点は、さっきの岩間委員の質疑に關連しての質疑でございますから、お答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 日教組といふのは職員団体の全国組織としての任意団体だと心得ます。日教組の代表者と会つて、御指摘のような数々の課題について話し合つて話があるものじゃないと、そういう角度から、すなわち広い意味での勤務者の団体、団体交渉することによつてきめる義務も権限もない。ということ、この前申し上げた通りであると心得ております。

むろんこれでお話に出ましたような事柄について、予算の案を概算要求をするといふことは、むろんありますけれども、それは文部省だけできめる問題でなしに、予算の査定権を持つ大蔵大臣との折衝において、一定案がきまり、そのまたもととは人事院の給与に關する政府に対する勧告が原則として尊重され基礎となつて案ができるわけ

すが、その案も政府として国会に出して、国会が御決定願って初めて確定する。というふうなことは、申し上げるまでもない順序でございますから、いわゆる使用者と労働組合との間の交渉によつて、最終的に問題が解決することと同じ意味において、会って交渉せねばならないという権限も義務もないと、こう心得ております。

○矢嶋三義君 大臣、だいたい次元が違ふですね。次元が違ふ。またこの次元が違ふが、内務局長に念のためにはつきり伺つておきますよ。国家公務員法九十八条に基づいて、大学の教職員と大臣は交渉しなければならぬ。話し合いを持たなければならぬ。この点を、私は団体協約を結べないというようにことを言つておるんじゃないです。大臣、団体協約を締結するために会わなければならぬというようにことを言つておるんじゃないです。間違ひないように。それから内務局長に伺います。がね。日本教職員組合という団体は、教育公務員特例法の二十五条の六、並びに地方公務員法の五十二條の三項に該当する団体。こういうふうに私は解釈するのですが、あなたはどうかいうふうに解釈しているかです。もう一べん言いますよ。日本教職員組合は地方公務員法の五十二條の三項、教育公務員特例法の二十五條の六に基づく団体という解釈、それから大学の教職員はですね、国家公務員法九十八条に基づく団体であり、大臣は当然交渉に應じなければならぬ。国家公務員、地方公務員の場合を通じてですね、私はその団体協約を締結するために会いなさいとか、会ふべき義務と権能があるということを論じておるんじゃないです。

よ。そういうことを。職員団体の職員の勤務条件に關して会うという点にピントを合わせて伺つておるわけですか。お答えいただきます。

○政府委員(内務省三郎君) 日教組が地方公務員法第五十二條の三項に該当する団体かどうか。これは五十二條三項に該当する団体でございます。

それから次にお尋ねの教育公務員特例法の二十五條の六に該当する団体かどうか。これは私は違ふと思つております。

○矢嶋三義君 二十五條の六だよ。

○政府委員(内務省三郎君) 二十五條の六は都道府県内の日教組の単位団体が市町村ごとにできますので、都道府県の連合体を作るといふことでございす。ですから、これの連合体といふわけではないと思つております。

その次に国家公務員法の方は、これは御承知のように大学当局に職員団体ができますればそれが人事院に登録をして責任ある当局と交渉することになるわけでございます。ただ、現在日教組にある大学高専部はそういう登録をしていないわけでございます。

○矢嶋三義君 大臣に最後に伺つておきますがね。今の答弁でわかるように、そこら辺にあるあるいは右翼団体あるいは左翼団体、ミスター、ハリーちゃんの団体と違ふといふことははっきりするでしょう。そうすれば、文教の最高責任者としたら当然私は会つてあなたの話も聞いてもらふことはいいでしょう。相手の意見なり要望を取り入れるか入れないかは別でしょう。私は相手の言うことを全部あなたが取り入れなさいといふことは言つてない。それは取捨選択はあなたの自由でし

る。しかし、そういう方々の意見を聞き、入れるべき要望は入れて、あなたの意見も聞いていただき、協力をできる点については協力していただくといふ、そういうことが当然必要であり、そういうことをする文部大臣には義務がある。また、そういうことをする権能を文部大臣が与えられなければ私は文教の最高責任者として責任は持てないと思つておる。従つて当然あなたに教団連ですか、あれの団体とお会いになられたら日教組とは会わなくちゃならぬ。これを会わないといふ、拒否する根拠はどこにもないと思つて。あなたの再考を願います。もし、あなたがこれをやらねえと、あなたはジュネーブにおいて勝敗を決せられすよ。その深傷は文部大臣一人でなくして池田内閣、ひいては日本の保守陣営に一大痛撃を浴びせられることになりすよ。(笑聲) 私そういうことを予言を申し上げて大臣の再度にわたる御考慮を促すとともに、厳肅な一答弁を願いたいと思つております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 会う会わないといふことはこれは制度の問題ではなしに、事実問題だと思つております。事実問題だといふ理解のもとに会う会わないはお互いの自由である、そういう形と心得ております。文部大臣として会わねばならぬ、交渉せねばならぬといふことは憲法にいうところの労働者の基本権といふものから制度づけられて初めて交渉に應ずる、応じない、應ずる義務がある、あるいは権能があるといふことにならうかと思つてます。その意味からはあくまでも地方分権の建前をとつておる日本の教育の基

本的なあり方から、すでに御案内の通り、国家公務員法ないしは地方公務員法に基づいて権限ある交渉相手方、すなわち労働者としての日教組の構成員のための使用者といふものはこれこれだといふことにはつきり定まつておるわけですから、その定まつた交渉相手と交渉をする、それを差しおいてまた制度上の根拠もないのに団体交渉をするなどといふことはやるべきじゃない、こういうふうに考へておるわけでありす。

○矢嶋三義君 もう時間がなくなりましてから、大学局長の質問はきよりはやめます。ただ、文部大臣にそれについて一言承つておきますが、この前時局がなかったで、ちよつと伺つたのですが、臨時教員の養成ですね、これは再検討を御要望申し上げておつたのですが、ぜひこれは再検討をしていただきたい。あのときに池田科学技術庁長官も私の一言々にうなずいておられましたですね、そうして両大臣に再検討をしていただきたいといふことを御要望申し上げておいたのですが、どうもう再検討をされつつあられるか、これを承つてきよりは質疑を終わります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この前、矢嶋さんがおっしゃつた教員養成といふものはかくあるべきもの、ありたいものだという御趣旨は私も賛成でございますが、何分現実の、人材の要求が差し迫つておりますし、量的にも、質がよりいやが上にもいいことを欲しますけれども、現実面とのからみ合いをおきましては、改善の策を考へざるを得ないといふことで、臨時教員養成制度を考へたい、こういういわば制約されまして当面の応急的と申しますか、

そういう必要のための制度だものでございまして、池田国務大臣の、この前の意向もむろんその考へ方、気持ちにおいて異存はありませんけれども、差し迫つた当面の改善の策という意味合いから予算案に提案されておりますその範囲内において努めて御要望の線に近づける努力をしなければならぬ、こういうことでこの前もお答え申し上げたのでありますが、そういう心がまえで閣内においても相談をしてみたいと思つております。

○矢嶋三義君 きよりはこれで終わります。

○理事(豊瀬一君) はかにございせんか。—それでは本件に關する調査は本日のところこの程度とし、散会いたします。

午後零時四十五分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改める。

第三条の表大阪大学の項中「工学部」を「基礎工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

北見工業短期大学

北海道

を

北見工業短期大学

北海道

宇都宮工業短期大学

栃木県

長岡工業短期大学

新潟県

宇部工業短期大学

山口県

に改め、同条第二項の表中名

古屋工業大学短期大学部及び九州工業大学短期大学部の項を削る。

第四条第一項の表中

広島大学

理論物理学研究所

広島県

物理学の基礎理論に関する総合研究

を 広島大学

理論物理学
原爆放射能

研究所

医学研究所

広島県

物理学の基礎理論に関する総合研究
原子爆弾の放射能による障害の治療及び予防
に関する学理並びにその応用の研究

に改

め、同条第二項の表中

京都大学

基礎物理学研究所

京都府

素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

を

名古屋大学
京都大学

プラズ
基礎物

マ研究所

愛知県

プラズマに関する基礎的研究

理学研究所

京都府

素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

に改

める。

第十二条中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改め、「当該国立大学」の下に「又は当該国立短期大学」を加える。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。